

(11) 犯罪被害救援基金による犯罪被害者等に対する支援金支給事業

財団法人犯罪被害救援基金において、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施している（P34 コ

ラム3「『民間支援団体による支援金支給事業』について」参照）。

(12) 診断書料・死体検案書料の公費負担

海上保安庁において、犯罪被害に係る事件の立証上診断書または死体検案書が必要とされる場合は、診断書等の取得に必要な作成費用を公費により負担している。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 公営住宅への優先入居等

国土交通省において、平成17年度、配偶者からの暴力被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能とするとともに、犯罪被害者等について公営住宅への優先入居や目的外使用などに係るガイドラインを策定して、事業主体の判断により優先入居を実施するとともに、入居に関する情報提供を警察庁と連携して行っている。

独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体

から、機構賃貸住宅の借り上げなどの要請があった場合は、柔軟に対応していく。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(2) 一時避難場所の確保

警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借り上げに要する経費：21年度 32百万円、22年度 32百万円）。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、母子家庭の母などが犯罪被害等により求職活動に困難を伴う場合に、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業（「試行雇用奨励金」の支給）を実施している。平成21年度（1月まで）の支給実績（母子家庭の母等試行雇用奨励金

全体）は、105人に対し約1,200万円であった。

公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

犯罪被害者等の雇用管理に関する相談などについては、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う中小企業事業主などに対する雇用管理の改善に関する相談業務

コラム3

「民間支援団体による支援金支給事業」について

1 支給対象者

支援金の支給対象の方は、犯罪等により被害を被った方又はその方が犯罪等によって死亡した場合のご遺族となっています。ただし、犯罪等が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない方を除きます。

支援金を受け取ることができるご遺族とその順位は、犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順になります。

2 支給要件

支援金の支給を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 〇加害者による実効的な賠償等が期待できない
 - 〇犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度によって救済されない
 - 〇保険による補填によって救済されないなど、その方の個別の事情に照らし特別な救済の対象とすべき理由があること
- (2) その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められること
- (3) 支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がないこと

3 支援金の額

100万円から500万円

4 支給結果

平成21年度は、2件合計800万円の支援金を支給。

5 支援金支給事業運営団体

財団法人犯罪被害救援基金

財団法人犯罪被害救援基金パンフレット



(<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>)
の中で実施することとしているが、平成22年
2月現在、事業主からの犯罪被害者等の雇用
管理に関する相談は、寄せられていない。同
センターでは、雇用管理講習会(<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>)において犯罪被害
者等の雇用管理に資するテーマを取り上げ、
中小企業事業主などへ情報提供を行っている。

また、平成21年度に独立行政法人労働政策
研究・研修機構労働大学校が実施した、労働
行政職員基礎研修、公共職業安定所課長・統
括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研
修で、犯罪被害者等への理解に資するテーマ
(犯罪被害者等の置かれている状況など)を
取り上げた。22年度においても同テーマを取
り上げる。

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

厚生労働省において、「個別労働関係紛争
の解決の促進に関する法律」(平成13年法律
第112号)に基づき、個別労働紛争解決制度
([http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html))について、
ホームページやパンフレット等を活用し、周
知を図るとともに、その適正な運用に努めて
いる。

《基本計画において、「1～3年以内を目途
に検討の結論を得て、施策を実施する」と
されたもの(「1～2年以内を目途に実施
する」とされたものを含む)》

(3) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、平成18年度、犯罪な
どの被害に遭った労働者が被害を回復するた
めの休暇制度の導入につき、アンケートを実
施したところ、企業、労働者とも約9割が、
同制度を導入すべきという意見さえ知らない
という状況が明らかになった。そこで、まず
は企業や労働者に対し、同制度の必要性につ
いての周知・啓発を図ることが重要である
との結論に至り、19年度から幅広く周知・啓
発を行っている。22年度においても、21年度
に引き続きリーフレットやポスターを作成す
るとともに、セミナーの開催などにより、引
き続き、企業や労働者に対する周知・啓発を
行うこととしている。

被害回復の休暇制度に関するポスター



提供：厚生労働省

第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画
策定後も引き続き実施するもの》

(1) 犯罪被害者等に対する精神科医による支援、カウンセリング体制の整備

警察において、カウンセリングに関する専

門的知識や技術を有する職員の配置、精神科
医や民間のカウンセラーとの連携などによ
り、犯罪被害者等の精神的被害を軽減する
ための相談・カウンセリング体制を整備して
いる。現在、全ての都道府県警察において、部
外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪